田野畑村耐震改修促進計画

令和3年3月

田野畑村

目 次

序章	章 はじめに					
1	1 計画策定の趣旨					2
2	2 計画の性格					2
3	3 計画の期間					2
	※凡例·用語					3
第]	1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標					
1			•			
2	2 耐震化の目標等	•	•	•	•	4
	(1) 住宅及び多数の者が利用する建築物	•	٠	٠	٠	4
	(2)公共建築物	•	•	•	•	6
第2	2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策					
1	1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針及び施策					8
	(1) 役割分担の考え方					8
	(2) 村の施策の推進方針					8
2	2 村が取り組む具体的施策の方向					8
	(1) 村有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等					8
	(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり					9
	(3) 安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備				1	0
	(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発				1	0
	(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進				1	1
笛?	3章 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等への協力					
י פע					1	1
	1 指导寺への励力	•		·	1	'
第△	4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項					
1	1 関係団体による協議会等への加入		٠	٠	1	1
	(1) 「岩手県耐震改修促進協議会」への加入					
	(2) その他				1	1
【参	参考資料】					
	※多数の者が利用する建築物				1	2
	※地域防災に関する地図				1	3

序章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災津波)は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震と津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

岩手県沿岸部では津波により甚大な被害を受け、内陸部においても建築物への多大な被害が生じました。

本村においては震度4と地震による損壊被害は確認されませんでしたが、津波による死者・行 方不明者、全壊流出等の建物被害が発生したほか、漁港、漁船漁具、道路、三陸鉄道、上下水道 施設などが流出損壊し、甚大な被害を受けております。

本村で震度5弱が観測された岩手県沿岸北部地震(平成20年7月)では、地震による人的被害のほか、建物、道路、水道施設などが損傷を受けております。

東日本大震災以降も全国で地震が多発しており、建築物の耐震診断や耐震改修の推進は本村に おいても取り組むべき重要な課題であります。

以上のことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号) 第6条第1項の規定に基づき、村内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため「田野畑村耐震改修促進計画」を策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、耐震改修促進法第 6 条第 1 項に基づいて策定しており、本村の建築物の耐震診断 や耐震改修の促進を図るための指針となるものです。

本計画は、「田野畑村国土強靭化計画」及び「田野畑村地域防災計画」を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図る計画として位置づけるものです。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

※凡例·用語

田野畑村耐震改修促進 計画(以下、「計画」と	内容
いう。)における表記	
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替
	え若しくは一部除却又は敷地の整備をすること
	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)
多数の者が利用する建	第6条第2項に規定する規模以上の建築物
築物	(建築物の用途に応じて、階数 3 以上及び 1,000 ㎡以上等。)12 ペー
	ジ参照
	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に
旧耐震基準	対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の
	規定による基準
	昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物に適用される、地震に対する
新耐震基準	安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に
	よる基準
特定既存耐震不適格	多数の者が利用する建築物であって旧耐震基準の適用を受けるものの
建築物	うち、いわゆる「既存不適格」の建築物

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、被害の状況
 - 〇 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、岩手県においては、本村を含む沿岸を中心として13市町村が地震防災対策推進地域に指定されています。また、県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖北部の地震が発生した場合、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。
 - 岩手県地域防災計画によれば、建物の全壊棟数は、最大で 5,313 棟(北上低地西縁断層群 北部地震 マグニチュード 7.4 想定) と想定されています。

2 耐震化の目標等

- (1) 住宅及び多数の者が利用する建築物
 - ① 耐震化の現状(令和2年度)

住宅・・・総数約 1,248 戸のうち約 928 戸(約 74%)が耐震性有りと推計されています。 多数の者が利用する建築物・・・総数 7 棟のうち 6 棟(約 86%)が耐震性有りと推計されています。

② 耐震化の目標(令和7年度)

住宅・・・耐震化率を 79%とすることを目標とします。

多数の者が利用する建築物・・・耐震化率 100%とすることを目標とします。

③ 耐震診断の目標

住宅・・・令和7年度までに25戸を目標とします。

多数の者が利用する建築物・・・旧耐震基準による建築物は役場庁舎のみで平成 27 年度 に耐震診断を実施しております。

住宅及び多数の者が利用する建築物

		令和]2年度(現	見状)		
用途等	総数			新耐震基準による建築物	耐震化率	
	A	B B	有り C	D D	E	
住宅	1,248	599	279	649	74	
多数の者が利用する建築物	7	1	0	6	86	

資料:総数一平成27年国勢調査 世帯構造等基本集計 住宅に住む一般世帯より

: 旧耐震基準による建築物一令和2年度概要調書 建築年次区分による家屋に関する調 (税務課資料)より 昭和56年を境に旧耐震基準戸数を推計

: 耐震性有り(旧耐震基準による建築物) - 国土交通省 住宅の耐震化率平成30年



			令和7年月	度(目標)		
用途等	総数	旧耐震基 準による 建築物 現状で 令和7年 耐震性 度までに すり 改修		新耐震 基準に よる建 築物	耐震化率(%)	
	F	G	Н	l	J	K
住宅	1,248	549	279	5	699	79
多数の者が利用する建築物	7	0	0	0	7	100

※単位:戸(住宅)、棟(多数の者が利用する建築物)

※規模要件(住宅を除く)

小学校、中学校	階数2以上および1,000 ㎡以上
幼稚園、保育所	階数2以上及び 500 ㎡以上
老人ホーム、老人福祉センター等	階数 2 以上及び 1,000 ㎡以上
上記以外の学校、病院、庁舎、その他	階数3以上及び1,000 ㎡以上

※耐震化率:E=(C+D)/A 、 K=(H+I+J)/F

(2) 公共建築物

① 耐震化の現状(令和2年度末)

公営住宅・・・村営住宅(公営住宅法上)81棟全てが耐震性有りとなっております。

・・・定住促進住宅は20棟のうち8棟が耐震性有りとなっております。

学校・・・2 棟全てが耐震性有りとなっております。

庁 舎・・・1 棟が耐震性無しとなっております。

その他・・・診療所、ホテル等4棟全てが耐震性有りとなっております。

② 耐震化の目標(令和7年度)

庁 舎・・・耐震化率を 100%とすることを目標にします。

③ 耐震診断の現状(令和2年度末)

学校・・・旧耐震基準の建物はありません。

庁 舎・・・耐震診断は実施済です。

④ 耐震診断の目標

旧耐震基準による公共建築物で耐震診断未実施のものについて、建替えや用途廃止が決定しているものを除き、令和7年度までに耐震診断率を100%とすることを目標とします。

公共建築物(多数の者が利用する建築物)

				令和2年	F度(現 [×]				
							耐震性		
		旧耐震				新耐震	有りの	 耐震化率	
用途等	総数	基準に	基電 参		耐 震	『│基準に│建築物│	(推計値)		
		よる建	耐震診	診断率	診断率 性 有 よる建 〔推		(推計	(1注百17) [2]	
		築物	断済		IJ	築物	値)		
	A	В	С	C/B	D	E	F	G	
学校	2	0	0	0%	0	2	2	100%	
庁舎	1	1	1	100%	0	0	0	0%	
その他の施設	4	0	0	0%	0	4	4	100%	



			令和7年	度(目標)		
 用途等	総数	旧耐震基準		新耐震基	耐震基	
用	秘数	による建築	現状で耐震	令和7年度ま	準による	耐震化率
		物	性有り	でに耐震化	建築物	
	Н	I	J	K	L	M
学校	2	0	0	0	2	100%
庁舎	1	1	0	1	1	100%
その他の施設	4	0	0	0	4	100%

※単位:棟※規模要件

小学校、中学校	階数2以上および1,000 ㎡以上
幼稚園、保育所	階数2以上及び 500 ㎡以上
老人ホーム、老人福祉センター等	階数2以上及び1,000 ㎡以上
上記以外の学校、病院、庁舎、その他	階数 3 以上及び 1,000 ㎡以上

※耐震化率:G=F/A 、 M=(J+K+L)/H

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針及び施策
 - (1) 役割分担の考え方
 - ① 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を 自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者 等が耐震化に取り組む必要があります。

② 村の役割

住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう働きかけを 行うとともに、所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境整備や負担軽減 について取り組みます。

また、村所有施設は防災対策上重要な位置づけにあることが多く、村所有施設の耐震 化に対する積極的な取組みが普及啓発の観点からも重要であることから耐震診断・耐震 改修に取り組みます。

③ 建築関係団体の役割

建築の専門的知識を有している者であり、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会も多いことから、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

(2) 村の施策の推進方針

上記の役割分担に留意して、村は、全村域が耐震対策に取り組むべき地域と考え、以下の5つの基本方針で施策を推進します。

- 【方針1】村有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等
- 【方針2】民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり
- 【方針3】安心して耐震診断・耐震改修を行うことができる環境整備
- 【方針4】耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発
- 【方針5】 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進
- 2 村が取り組む具体的施策の方向

【方針1】から【方針5】に基づき、次のような施策に取り組みます。

【方針1】

(1) 村有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

村有施設は、率先して耐震診断・耐震改修に取り組み、災害時の拠点機能の確保を図ることに努めます。

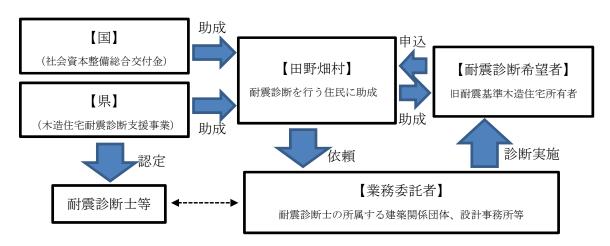
【方針2】

- (2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり
 - ① 木造住宅耐震診断支援事業

旧耐震基準による木造住宅を対象に、耐震診断士を派遣し耐震診断を行う場合に要する 経費の一部について村が助成を行います。

木造住宅の耐震診断は、令和3年度から令和7年度までの計画戸数を25戸として取り組みます。

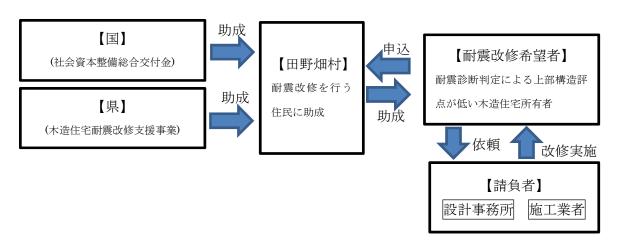
<イメージ>



② 木造住宅の耐震改修への支援

耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、耐震設計や耐震改修工事の 取り組みを支援します。

<イメージ>



【方針3】

- (3) 安心して耐震診断・耐震改修を行うことができる環境整備
 - ① 耐震診断士認定制度の活用

平成17年度に「岩手県木造住宅耐震診断士認定制度」が創設され、令和元年度時点で約900人を超える耐震診断士が育成されております。

今後も数多くの木造住宅の耐震化が必要なことから、この制度を活用し、耐震診断の啓発に努めます。

② 耐震改修事業者の情報提供

住民が安心して耐震改修を行うことができるよう、岩手県に登録された耐震改修の技術を有する事業者(「いわて木造住宅耐震改修事業者」)の情報を提供していきます。

(イメージン) (日本者) (日本書) (日本書)

【方針4】

- (4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発
 - ① 耐震対策推進に向けた組織づくり 県、市町村、建築関係団体等からなる耐震対策推進のための組織づくりを行い、普及・ 啓発を行います。(第4章再掲)
 - ② 住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施 耐震診断や耐震改修の重要性を紹介するパンフレットを、最新情報を踏まえつつ作成 し、全戸配布を行う等、住民、所有者及び利用者に効果的に配布します。
 - ③ 住民に対する耐震診断・耐震改修のメリットの周知 耐震改修を行った場合の税制特例等について住民に周知します。 リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住民への情報提供 を行います。

【方針5】

- (5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進
 - ① 震災時の拠点となる建築物の機能確保

震災時に拠点となる施設は、構造的に倒壊しないだけでなく、非常時においても使用できることが求められることから、電気・水道等のライフラインの耐震対策を進めます。

② ブロック塀の安全対策

既存コンクリートブロック塀等の安全確保のために、通学路、避難路や避難場所にある危険なコンクリートブロック塀等の把握に努め、危険箇所がある場合には、所有者に対して、危険性を周知し、必要な対策を講じるように促します。

- ③ 窓ガラス・天井・外壁・屋根葺き材等の落下物による安全対策 地震により窓ガラス・天井・外壁等が落下すると、死傷者が出るおそれや、避難や救 助、消防活動への支障の可能性があることから、安全対策を推進します。
- ④ 安全なエレベータ対策の推進

地震時におけるエレベータの閉じ込め等を防止するため、地震対策がなされていない エレベータの所有者に対し、地震の初期微動を感知したときに最寄階に停止しドアを開 放する装置などの設置を促していくものとします。

第3章 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等への協力

1 指導等への協力

耐震改修促進法及び建築基準法に基づき、県が指導等を行うべき対象建築物があり、指導 等に際し、村に要請がある場合はこれに協力することとします。

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会等の加入
 - (1)「岩手県耐震改修促進協議会」への加入

県、市町村、建築関係団体等の関係者で構成する協議会に加入し、耐震診断、耐震改修の 普及・啓発に係る協力、情報交換等を行い、計画の円滑な実施を図ります。

(2) その他

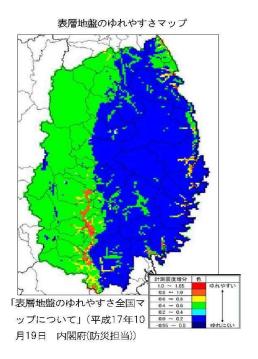
促進計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、見直しを行うものとします。

また、促進計画を実施するにあたり必要な事項は、別途定めるものとします。

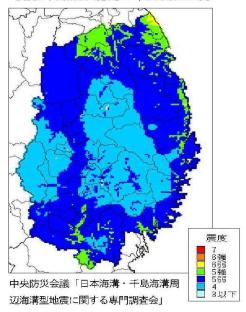
◎多数の者が利用する建築物:耐震改修促進法第14条、15条、耐震改修促進法施行令第6条 第7条、第8条関係

	、	
用途	建築物の耐震化に努めなけれ	建築物の耐震化に
	ばならない規模の要件	ついて行政庁が指
		示することができ
		る規模要件
		(指示に従わない
		場合は、その旨を
		公表できる)
学 校 小学校、中学校、中等教育学校の前	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	1,500 ㎡以上
期課程、盲学校、聾学校若しくは養	*屋内運動場の面積を含む	*屋内運動場の面
護学校		積を含む
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他こ	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
れらに類する運動施設		
病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
展示場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 m²以上
卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
む店舗		
ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	
事務所	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
福祉センターその他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000 ㎡以上
者福祉センターその他これらに類するもの		-
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	750 ㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
に類するサービス業を営む店舗		
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	
する建築物を除く。)	attour	2001
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着	階数3以上かつ1,000 m以上	2,000 ㎡以上
場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合い		
の用に供するもの	mloki o Di Lo	2011
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
又は駐車のための施設	The Marian Constitution of the Marian Constituti	200 201
郵便局、保健所、税務署その他これに類する	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
公益上必要な建築物		

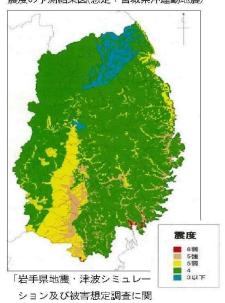
◎地域防災に関する地図



震度の予測結果図(想定:三陸沖北部の地震)

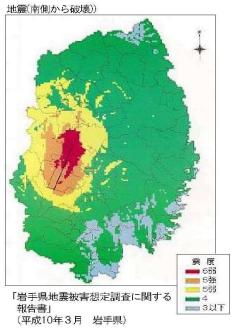


震度の予測結果図(想定:宮城県沖連動地震)

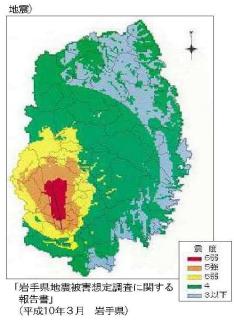


ション及び被害想定調査に する報告書」 (平成16年11月 岩手県)

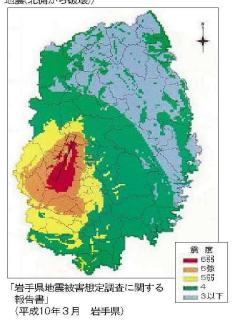
予測震度分布図(想定:北上低地西縁断層群北部



予測震度分布図(想定:北上低地西緣断層群南部



予測震度分布図(想定:北上低地西縁断層群北部 地震(北側から破壊))



14